【特別条項付】

**時間外労働及び休日労働に関する協定書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　は、労働基準法第36条第１項の規定に基づき、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える労働（以下「時間外労働」という）及び法定休日（1週間に１日又は変形休日制を採用する場合は４週４日）の労働（以下「休日労働」という）に関し、下記のとおり協定する。

1. 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。
2. 甲は、就業規則第　　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満18歳以上の者） | 延長する事ができる時間 |
| １日 | 1日を超える一定の期間 |
| 1箇月 | 1年 |
|  |  |  |  |  |  |

1. 甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができるものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満18歳以上の者） | 労働させることができる法定休日の日数 | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻、休憩時間 |
|  |  |  |  |  |

２．前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は、業務の進捗状況により、予め指定して、この時間を短縮することがある。

1. 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、〇〇（例：当日）の終業時刻までに該当労働者に通知する。また休日労働を行わせる場合は、原則として、〇〇（例：前日）の終業時刻までに該当労働者に通知する。
2. 甲は、臨時かつ緊急に業務を行う必要がある場合は、〇〇〇（例：労働者代表又は本人）に事前通知した場合、次により本協定第2条の延長限度時間を超えて時間外、休日労働を命ずることができるものする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数（満18歳以上の者） | 延長する事ができる時間 | 限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る） |
| １日 | 1日を超える一定の期間 |
| 1箇月 | 1年 |
|  |  |  |  |  |  |  |

２．限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置として、下記の①～⑩より該当する番号及び具体的内容は以下のとおりとする。

①　労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。

②　労働基準法第37条第４項に規定する時刻の間において労働させる回数を１箇月について一定回数以内とすること。

③　終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

④　労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑤　労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑥　年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑦　心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑧　労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑨　必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩　その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | （該当する番号） | （具体的内容） |

1. 甲は、従業員が時間外、休日労働に従事した場合、通常の賃金に加え次の割増賃金を支払うものとする。
2. 就業規則に定める所定労働日の時間外労働の場合は〇〇％（例：25％）の割増賃金
3. 就業規則に定める法定休日の労働時間については〇〇％（例：35％）の割増賃金
4. 前１号及び２号の労働時間が深夜に及んだ場合はさらに〇〇％（例：25%）の割増賃金
5. 就業規則に定める所定労働日の時間外労働が限度時間（1ヶ月45時間、1年360時間等）を超えた場合は〇〇(例：25％)の割増賃金
6. 就業規則に定める所定労働日の時間外労働の限度時間が1ヶ月60時間を超えた場合は〇〇(例：50％)の割増賃金　（＊補足＊　中小企業については2023年4月1日から適用）
7. 本協定の有効期間は令和　　年　　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

令和　　　年　　月　　日

労働者代表　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

使用者代表　　　　　　　　　　　　　　　　㊞